

# 「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」

(新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族の支援活動)  
滋賀県共同募金会 実施要項 (第3次)

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

## 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の拡大を受け、地域の子どもたちとその家族をめぐる生活課題が、長期化、深刻化していくことが強く憂慮される事態となっています。

滋賀県共同募金会では、全国の共同募金会ならびに中央共同募金会とともに、「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」（新型コロナウイルス感染症の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族の支援活動）（以下「全国キャンペーン」という。）を協働実施し、感染症の拡大の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族を支援する様々な活動への助成を行うこととします。

なお、この全国キャンペーンは、赤い羽根共同募金の活動とは別に、感染症の拡大に対する緊急的な取り組みとして実施するものです。

## 2 実 施

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

## 3 協働実施

全国の都道府県共同募金会、中央共同募金会

## 4 助成事業

### ①助成総額：640万円（予定）

全国キャンペーンにより本会に寄せられた寄付金および中央共同募金会からの助成金を原資として助成を行います。

### ②申請受付期間

令和3年1月5日（火）から2月26日（金）

### ③助成対象団体

県内の各地域で感染症の拡大の影響により日常生活に困難を抱える子どもと家族を支援する活動に取り組む非営利活動を目的とした法人や団体、ボランティアグループ等とする。（特にその法人格は問いませんが、団体名義の口座を保有していることを必須とします。）

ただし、個人および営利企業は対象外とします。

### ④対象となる事業(活動)

感染症拡大の影響により地域で増加する、子どもと家族をめぐる生活課題の解決に向けて取り組む活動や、日常生活に困難を抱える方々を支援する様々な活動に対して助成を行います。

#### (活動事例)

見守りを兼ねた配食事業、フードバンク等食材や食事を提供する事業、居場所が失われた人や経済的困窮に陥った家庭への相談支援や生活支援、感染症の拡大により緊急的に必要とされる居場所づくり、

子どもの学習の機会を確保するための活動、ひとり親家庭を支援する活動、引きこもりの方やその家族に対する支援活動、虐待等に対するシェルターの活動、外国人家庭への支援活動等

※従来（感染症拡大前）から団体が行っている通常活動の範囲内での活動は対象外としますが、感染症対策として活動方法を工夫されている場合の支援活動については対象となります。

※公的資金が充てられている活動は対象外とします。

(助成対象期間)

令和3年3月15日（月）から9月30日（木）までの期間に実施される活動。

(助成対象経費)

助成対象事業に必要な物品、食材等購入費、交通費、ガソリン代、会場費等

※運営スタッフや、ボランティアに対する謝金、人件費、賃金は対象外です。

#### ⑤助成金額

1団体あたりの助成額の上限は原則30万円とします。

(対象経費に対する助成金割合は問いません。)

上限を超える助成金が必要な場合は、別途ご相談ください。

#### ⑥申請方法

別途定める「助成申請書」および添付書類等をE-mailまたは郵送にて提出してください。(押印は不要です。)

・申請先アドレス [shinsei@shiga-akaihane.org](mailto:shinsei@shiga-akaihane.org)

・郵送の場合は、本会事務局（下記に住所記載）まで

#### ⑦助成決定

○滋賀県共同募金会において書類審査と、必要に応じてヒアリングを行い、助成の可否を決定し通知します。

○助成金については、助成決定後に「概算交付請求書」を提出いただき、受理後数日以内に概算払いとして送金します。

○助成決定団体には、活動終了後1か月以内に「活動・精算報告書」および領収書のコピーを提出していただきます。(報告書様式は助成決定時にお示しします。)

○助成金に残金が出た場合は、活動・精算報告時に返還していただきます。

○活動実態が確認できなかった場合および助成対象事業以外への流用が認められた場合は、助成金の返還を求めますのでご承知ください。

○報告いただいた活動内容(概要)は、本会HP等で公開します。

#### ⑧助成スケジュール

申請受付 : 1月 5日 (火) ~ 2月26日 (金)

審査・ヒアリング : 3月 1日 (月) ~ 3月10日 (水)

助成決定 : 3月12日 (金) (決定通知書を発送)

「活動・精算報告書」および領収書のコピーの提出期限は事業完了後1か月以内。

## 5 申請・お問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会 事務局

〒520-0044 滋賀県大津市京町四丁目3番28号

電話 077-522-4304 FAX 077-522-4375

E-mail [shinsei@shiga-akaihane.org](mailto:shinsei@shiga-akaihane.org)

H P [www.shiga-akaihane.org](http://www.shiga-akaihane.org)